

という政治的・文化的危機に際し、タルムード学の再構築という古典的テキスト読解の営みが、危機への応答の支柱になったことが示された。

各自の発表の後、コメンテータの小田より、ユダヤ教がこれだけの危機を記録し、その危機を語り続けることができたこと、それは、様々な危機をユダヤ教、ユダヤ人が生き延びたからこそ可能であったわけで、その生命力への驚嘆が示された上で、ユダヤ人の危機経験とその克服の記憶と伝承が内容の面、伝承方法の面から、他宗教に対して、どのような意味を持ちうるか、という重要な問いかけがあった。そして、現代において尚、これらの事例が持つ意味が問われた。これに対して、第二神殿崩壊は、今なお、様々な習慣の中で追体験され、また、何よりもユダヤ学研究者が重視していること、また、レヴィナスらによって再評価され、再注目されている現代のタルムード学のルーツに東欧のタルムード学の再興があること、などが補足説明された。

本パネルでは、発表者の主題が、地域的に、時代的に、内容的に、多岐にわたってしまった点が反省されるが、同時に、分散化しがちな日本のユダヤ教研究において、ユダヤ教史の大きな流れの中で各自の研究を位置づけることもできた。現代社会への提言という点では、パネル全体としてまとまった見解には至っていないが、「危機」を各種文学に記録し、しかも、モノではない「記憶」に残していったことが、一つの鍵として提示できるように思われる。この「記憶」に残され、集積していった伝統が、中世のマイモニデスの伝統解釈の基盤になり、近現

代のユダヤ教が直面した「内側」からの危機を乗り切ることになったタルムード学再興の原動力にもなったのではないだろうか。中でも、有意義であったのは、小田からの前述のユダヤ教の危機経験の克服が他の宗教へ果たす役割についての提言である。この小田のコメントは、フロアからも深い賛同を得た。フロアからの「ユダヤ教徒の過去の危機と経験をムスリムにも伝えることができるのではないか」という提言も含めて、従来とは異なる新しい宗教対話の可能性を示唆している。今後のユダヤ教研究において、各自が意識していきたい視点である。

国家と宗教団体の葛藤の中で

——戦後の宗教法制度と宗教法人——

代表者 石井 研士

コメンテータ・司会 古賀和則

戦後から沖縄本土復帰までの宗務行政の諸問題

石井 研士

その時代の宗教団体のあり方、ひいてはその時代の日本人の宗教性は、宗教をめぐる法制度によって大きな制約を受けてきた。

戦後、宗教団体をめぐる法制度は大きく変化した。ポツダム宣言受諾による終戦と、その後の連合国占領軍による統治下、

総司令部（GHQ/SCAP）によって発せられた、いわゆる人権指令によって宗教団体法は廃止され、神道指令によって、「信教の自由」の十全な施行と共に、神社に対する特別の保護の停止、神道施設の公的機関からの撤去、国家と神道との完全な分離が命じられた。昭和二十一年十二月宗教団体法に代わって勅令により宗教法人令が公布されたが、大幅に簡素化され自由化された宗教法人令は、多くの問題を生むこととなり、昭和二十六年に宗教法人法へと代わった。現在の宗教団体に関する基本的な法律は宗教法人法であり、平成八年に改正され現在に至っている。

ところで、沖縄の宗教法人が宗教法人法による宗教法人となつたのは、宗教法人法が施行された年ではない。本土と分離され、米軍による直接統治下にあった沖縄では、以上のような法律制度上の改革は適応されず、宗教法人は昭和十四年に施行された宗教団体法による法人として存続していた。その結果、沖縄の宗教法人は、宗教法人令を経験することなく、沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律（昭和四十六年十二月三十一日法律第二百二十九号）によって、はじめて宗教法人法上の法人となった。同時に、琉球政府が保管していた神社明細帳に記載されている神社も宗教法人となった。

法制度は、ただ法律として存在するのではなく、個々の事例に適応されて、実際に効力を発揮する。そうした際に、法律を運用する行政のあり方は重要な意味を持っているということが出来る。

大正二年に内務省の宗教局を廃して文部省に宗教局が設置さ

れてから平成二十五年で百周年を迎える。行政は、宗教法人制度の適正な運用と、宗教法人の適正な管理運営を確保するために、宗教法（現在は宗教法人法）に則って、現実の具体的な問題に適応していく。

また、昭和二十三年に総司令部の意向により宗務行政を担当する宗務課が廃止を余儀なくされた際に、存続を強く働きかけたのは当時の宗教界である。総司令部は、宗教法人法設立の際に、広く宗教界の意見を取り入れるべく集会を開いたが、内容に関する積極的な発言は一切起こらず、信教の自由を強く進める総司令部を落胆させることになった。

戦後の信教の自由、政教分離の中で、必ずしも自主的自律的にそれらを維持発展させようとしないう宗教界と法律との狭間で果たした宗務行政の役割は大きい。

本発表は、科学研究費補助金事業「戦後の宗務行政が実施した調査の実態解明と宗教団体に及ぼした影響の研究」の成果の一部である。戦後の法制度、宗務行政が宗教団体や我々日本人の宗教性にどのような影響を及ぼしたのか考察することを目的としたものである。

パネルでは、石井研士が戦後から沖縄が復帰したまでの法制度の変化と宗教行政が抱えていた諸問題を扱い、その後、中野毅が沖縄の占領下での「宗教団体法」の施行状況と推移について、大澤広嗣がアメリカ軍施政下における琉球政府の立法院で審査された宗教法人法参考案について、村上興匡が本土復帰による墓地、埋葬等に関する法律の適用によって生じた諸問題と沖縄墓地行政の現代的課題について検討する。